

広島県告示第二百十九号

平成二十三年広島県告示第二百五十四号（広島県港湾施設管理条例に基づく広島港に係る地区で知事が別に定めるもの及び福山港に係る地区で知事が別に定めるものの指定等）の一部を次のように改正する。

令和七年三月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>一 (略) 備考 次の図は省略し、その図面を<u>県のウエ</u>ブサイトに掲載する。</p> <p>二 福山港に係る地区で知事が別に定めるもの 福山市箕沖町一〇八番二、一〇八番四、一〇八番五、一〇八番六、一〇八番七、一〇八番八、一〇八番八地先、一〇八番九、一〇八番一〇、一〇八番一一、一〇八番一二地先、一〇九番三、一〇九番六及び一一〇番三（以上について次の図に示す部分に限る。） 備考 次の図は省略し、その図面を<u>県のウエ</u>ブサイトに掲載する。</p>	<p>一 (略) 備考 次の図は省略し、その図面を<u>広島県土木建築局港湾振興課及び広島県広島港湾振興事務所</u>に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 福山港に係る地区で知事が別に定めるもの 福山市箕沖町一〇八番二、一〇八番四、一〇八番五、一〇八番六、一〇八番七、一〇八番八、一〇九番三及び一一〇番三（以上について次の図に示す部分に限る。） 備考 次の図は省略し、その図面を<u>広島県土木建築局港湾振興課及び広島県東部建設事務所</u>に備え置いて縦覧に供する。</p>